

電子タバコ(加熱式タバコ)

普通のタバコと同様に健康に影響があることが明らかになっています。電子タバコから発生する蒸気にも有害物質が含まれるので注意が必要です。

子どもが生まれたら



※出産・子育て応援事業については、P5(2)をご覧ください。

※子どもの予防接種については、P11をご覧ください。

(1) こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの赤ちゃんを対象に、健やかな成長のお手伝いと子育て支援に関する情報提供などを目的に、助産師や保健師が家庭訪問を行っています。子どもが生まれたら、早めに赤ちゃんお誕生連絡票(母子健康手帳別冊内)の二次元コードより電子申請を行ってください。直接、子育て支援課または健康増進課の窓口にも提出できます。

お問い合わせ先 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp

(2) 産後ケア事業

出産後、家族などから十分な育児の援助が受けられない、育児支援を要する家族を対象に産後ケア事業(居宅訪問型・短期入所型・通所型)を実施しています。お母さんと赤ちゃんへの心身のケアや育児のサポートを行い、産後の生活を支援します。くわしくは子育て支援課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp

(3) 児童手当と子どもの医療費助成

0歳から中学校3年生までの子どもの養育者に児童手当を支給します。出生日の翌日から15日以内に手続きをしてください。申請手続きが遅れると、手当を一部支給できない場合がありますのでご注意ください。

また、高校生相当年齢までの子どもが病気やけがで保険診療を受けたときに、医療費の一部を助成します。くわしくはP14をご確認ください。

お問い合わせ先 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp

(4) 赤ちゃん相談

● 4か月・10か月赤ちゃん相談 生後4か月・10か月の乳児を対象に、保健師・栄養士・歯科衛生士による身体計測と育児の相談を受け付けています。対象の人には個別に通知します。

● 離乳食相談会 生後4か月から18か月の乳幼児の保護者を対象に離乳食についての相談を受け付けています。(月1回・予約制)会場は保健福祉館です。

お問い合わせ先 健康増進課 ☎27-1111・kenko@city.narita.chiba.jp

(5) 乳幼児健康診査

- 新生児聴覚スクリーニング検査※
- 乳児健康診査(生後3か月～6か月、9か月～11か月)※
- 幼児健診

※それぞれ医療機関で実施します。
母子健康手帳の別冊をご利用
ください。

- 1歳6か月児健診 内科診察、歯科診察・フッ化物塗布、身体計測、育児・歯科・栄養相談など
- 2歳児歯科健診 歯科診察・フッ化物塗布、育児・栄養相談など
- 3歳児健診 内科診察、歯科診察・フッ化物塗布、身体計測、尿検査、育児・歯科・栄養相談など
- 5歳児健診 「5歳児健診問診票」を送付しますので、記入して返送してください
未就園児や相談ご希望の方のみ5歳児健診を実施します(予約制)

対象の人には個別に通知します。会場は保健福祉館です。

お問い合わせ先 健康増進課 ☎27-1111・kenko@city.narita.chiba.jp

(6) むし歯予防事業

- はみがき相談(2歳児) むし歯が急増する2歳児期に歯みがきの練習や育児についての相談を受け付けます。
- フッ化物塗布(4歳児) 成田市内の委託歯科医療機関でフッ化物歯面塗布を行います。(自己負担あり)

対象の人には個別に通知します。

お問い合わせ先 健康増進課 ☎27-1111・kenko@city.narita.chiba.jp

(7) 小学校入学時の健康診断

小学校へ入学する児童を対象に、就学前健康診断を各小学校で行います。対象の保護者あてに通知します。

お問い合わせ先 教育指導課 ☎20-1582・kyoshido@city.narita.chiba.jp

働くママ・パパを守る制度

産前産後休暇

産前は6週間(多児妊娠の場合は14週間)の休暇が認められ、産後は8週間の休暇が定められています。

育児休業

子どもが原則1歳になるまでの間、父親・母親が取得できます。この間の社会保険料は免除されます。また、雇用保険から育児休業給付が支給されます。法律改正により平成29年1月から育児休業の取得要件が緩和されました。

育児休業に関するお問い合わせ先 千葉労働局雇用環境・均等室 ☎043-221-2307

育児休業給付に関するお問い合わせ先 ハローワーク成田 ☎27-8609